

障害のある人への マナーブック



群馬県障害者社会参加推進協議会

目 次

はじめに.....	1
「障害」とは	1
「障害」について、知ってほしいこと	2
障害のある人へのマナー.....	3
障害者差別解消法.....	4

身体障害

肢体が不自由な人へのマナー.....	6
車いすの人へのマナー.....	9
車いす介助の基礎知識.....	12
目の不自由な人へのマナー.....	16
目の不自由な人の誘導のポイント.....	19
補助犬を利用している人へのマナー.....	22
目と耳が不自由な人へのマナー.....	23
耳の不自由な人へのマナー.....	25
音声機能・言語機能障害の人へのマナー.....	29
内部障害の人へのマナー.....	30

車を利用する障害のある人へのマナー……………	32
情報・コミュニケーション確保のためのマナー……	35

知的障害・精神障害・その他の障害

知的障害のある人へのマナー……………	41
精神障害のある人へのマナー……………	45
てんかんの人へのマナー……………	48
こうじのうきのうしやうがい 高次脳機能障害の人へのマナー……………	52
発達障害の人へのマナー……………	53

参 考

災害が発生した場合……………	57
ヘルプマーク……………	58
ヘルプカード……………	59
おねがいカード（概要）……………	60

群馬県障害者社会参加推進協議会構成機関・団体一覧

は じ め に

「障害」とは

これまで、「障害」とは、その人が持っている、身体的または精神的な能力が不十分なために生じる、個人に原因のある問題として考えられてきました。

2006年に国連総会で採択された「障害者権利条約」では、障害のある人の特質（機能障害）のために、働けなかったり、さまざまな活動に参加できなかったりするような社会の仕組みにも問題があり、そのような社会とその人との相互の関係から「障害」が生じるとしています。

【いろいろな社会的な障壁（バリア）】

物理的なバリア：移動を妨げる道路や建物の段差など
情報や文化面のバリア：手話通訳や音声案内がないため情報が伝わらないなど

法律や制度上のバリア：障害があるために受験資格がないなど

意識上のバリア：偏見^{へんけん}や差別など

「障害」について、知ってほしいこと

- ・ 障害といっても、いろいろです。
聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、外見では分からない障害もあります。
- ・ 不自由はありますが、周囲の理解や配慮があれば、できることがたくさんあります。
- ・ ちょっとした配慮や工夫で、日常生活が送りがやすくなります。
- ・ 障害は、誰にでも生じる可能性のあるものです。
- ・ 「国際シンボルマーク」
は、障害者が利用できる建築物や施設であることを明確に示す世界共通のマークです。
- ・ このマークは、「すべての障害者を対象にしている」ものです。



障害のある人へのマナー

誰もが、人としての尊厳が尊重され、社会のあらゆる分野に参画し、差別されず、ありのままの自分を受け入れてほしいと願っています。

障害のある人も、思いは同じです。社会の一員として尊重し、障害のさまざまな「不便さ」や「困難さ」には、やさしさと思いやりをもって接してください。

この「マナーブック」は、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに役立つことを願って作りました。

【いろいろな障害のある人に共通のマナー】

- ・ 困っている障害のある人を見かけたら、「何かお手伝いしましょうか。」と、ひと声かけてください。
- ・ お手伝いするときは、その人が何を手伝ってほしいかを、よく聞きましょう。
- ・ 障害のある人に普通に接してください。特別視しないでください。
- ・ 介護者や通訳者がいても、本人に向かって話しかけてください。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

令和3年5月、同法は改正されました（令和3年法律第56号）。改正法は、令和6年4月1日から施行されます。

合理的配慮の提供の義務化

これまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務となります。

合理的配慮の提供の義務化一覧

障害者差別解消法	行政機関	民間事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供の義務化	義務	努力義務→義務

不当な差別的取り扱いとは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の提供を拒否したり、サービスの提供の場所や時間帯を制限したり、障害のない人には付けない条件を付けたりすることです。

(具体例)

- ・ 障害を理由に、窓口対応を拒んだり、順序を後回しにする。
- ・ 障害を理由に、説明会等への出席を拒む。
- ・ 障害を理由に、必要が無いにもかかわらず介助者の同行を求めるなどの条件をつけたり、介助者の同行を拒んだりする。
- ・ 本人を無視して介助者だけに話しかける。
- ・ 合理的配慮の提供を受けたことを理由に、試験などにおいて評価対象から除外したり評価に差をつけたりする。

合理的配慮とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で必要かつ合理的な対応をすることです。

(具体例)

- ・ 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高いところに陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行う。
- ・ 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う。
- ・ 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う。

肢体が不自由な人へのマナー



肢体が不自由な人の特性

足や脊髄^{せきずい}などに障害があると、歩行等の移動に大きな困難が生じます。

手や腕に障害があると、文字が書けなかったり、道具が使えなかったり、手すりがつかめなかったりします。

脳性まひ^{ふ ずい い うんどう}の人は、手足や体の不随意運動（意思と関係なく体が動いてしまう）等により日常生活動作が制限されるほか、会話などにも困難が生じます。

松葉杖^{まつ ば づえ}や補装具^{ほ そう ぐ}、コルセットを利用している人も多くいますが、外見では分からない人もいます。

体が不自由な人は、日常生活のいろいろな場面で制約があります。それぞれの障害特性を踏まえて、援助を必要としている場合には、手助けをお願いします。

こんな配慮やお手伝いが必要です。

●まちのなかで

- ・雨の日、松葉杖まつばづえの人などは、傘がさせなかったり、足元が滑りやすかったりします。困っている人を見かけたら、声をかけて、できるお手伝いをしましょう。
- ・体の不自由な人が歩いている横を、自転車などで走り抜けたりすると転倒の恐れがあり危険です。不安感を抱かせないように配慮しましょう。

●段差や階段のある場所で

- ・杖を利用している人など足の不自由な人は、階段や段差で困ることが多くあります。困っている人を見かけたら、声をかけて、手を貸してあげたり、荷物を持ってあげたりしましょう。

●電車やバスで

- ・足の不自由な人は、長時間立っているのが苦痛です。優先席でなくても、席をゆずりましょう。

●歩行が不安定な人を見かけたとき

- ・特に、支えるなどの必要はありませんが、危険があったときに支えられるよう、近くで見守ってください。
- ・介助を依頼されたときは、介助者が道路側を歩くなど

安全性に配慮しましょう。片まひがある人の場合は、介助者は、まひ側に立ちましょう。

●手が不自由な人や不随意運動^{ふ、ずい い うんどう}のある人が、申請窓口などで、書けずに困っているのを見かけたとき

- ・「お困りですか？」と声をかけ、依頼があったときは、代筆をしてあげましょう。

●脳性まひの人と会話をするとき

- ・聞き取りにくくても、会話はできます。少し時間はかかりますが、一語一語確認しながら話をしましょう。

●上着を着るのが大変そうな片まひの人がいたとき

- ・ひと声かけて、依頼されたときはお手伝いしましょう。
なお、片まひの人の着脱をお手伝いするときは、着るときは、まひのある側から、脱ぐときは、健康な側からが、スムーズです。

車いすの人へのマナー



車いすを利用している人の特性

自走式の車いすの人、電動車いすの人、介助者に車いすを押してもらう人と、車いすを利用する人もいろいろです。

自分で車いすを動かしている人は、階段や段差があると1人では越えることができません。

また、車いすが倒れたり、キャスターが細いすき間や、網状の下水蓋の溝に挟まると、自分では身動きできなくなります。

日常生活の中では、高い所に手が届かなかったり、床に落とした物が拾えない人もいます。

こんな配慮やお手伝いが必要です。

●ちょっとした思いやりを

- ・車いすの人と話をするときは、同じ目線での会話を心がけましょう。
- ・自転車で、車いすの人を追い越すときは、車いすの人を驚かすことがないように、いったん、自転車から降りるなどの配慮をしましょう。
- ・エレベーターは、車いすの人を優先しましょう。
安全に乗り降りが終わるまで、「開」ボタンを押しましょう。

●まちなかで

- ・困っている車いすの人がいたら、「何かお手伝いしましょうか？」と、まず声をかけましょう。
- ・依頼された場合は、積極的に手助けをしましょう。

●安全を第一に

- ・車いすの介助や援助は、危険なことも生じます。
決して無理をせずに、車いすを持ち上げる必要が生じたときなどは、周りの人に協力してもらいましょう。

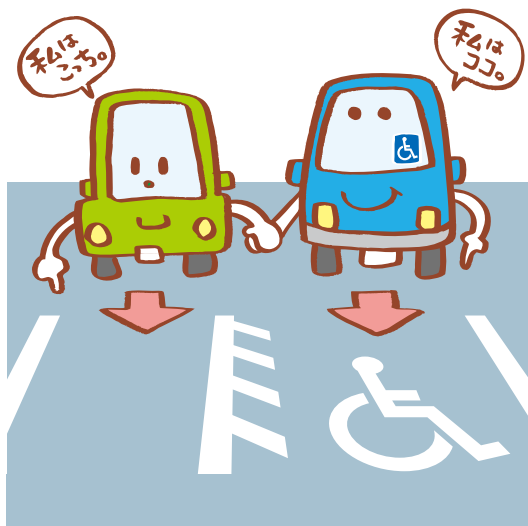
●介助者にも積極的に協力を

- ・階段やバスの乗車など、1人の介助者だけでは困難な

ことがあります。介助者が困っている場合にも積極的に協力しましょう。

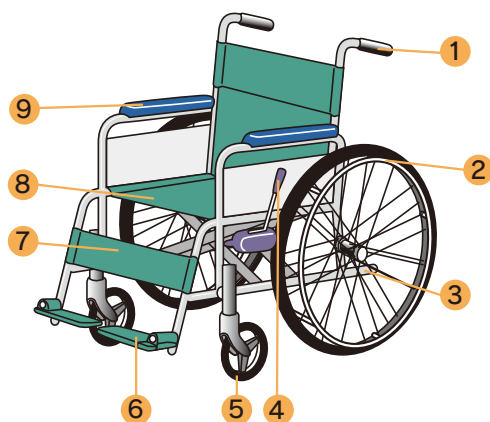
● 駐車場での思いやり

- ・ 車いすの利用者は、駐車場スペースに駐車し、ドアを大きく開け、車いすの積み下ろしを行い、車に乗り降りしています。
- ・ 障害のない人は、障害者用駐車スペースには駐車しないようにしましょう。



車いす介助の基礎知識

基礎知識を知っていても、車いすを利用する人の障害の状態は千差万別です。介助を始める前にその人の希望を聞きましょう。



- | | |
|-------------|-----------|
| 1 手押しハンドル | 6 フットサポート |
| 2 ハンドリム | 7 レッグサポート |
| 3 ティップリングバー | 8 シート |
| 4 ブレーキ | 9 アームサポート |
| 5 キャスター | |

車いすの乗り降り

- ①車いすに移乗してもらう前に、ブレーキがかかっていることを確認しましょう。
- ②フットサポートを下げ、足がきちんと乗ったことを確認します。

- ③車いすの後ろに立ち、ブレーキを外し、ハンドルをしっかり握り、「押します。」と声をかけて押し始めましょう。
- ④止まるときにも「止まります。」と声をかけましょう。
- ⑤降りるときは、車いすが動かないよう片手でハンドルを持ち、もう片方の手でブレーキをかけます。反対側も必ずブレーキをかけましょう。

平地での押し方

- ・ 前後左右に注意して、ゆっくり押していきます。小石やわずかな段差でも、キャスターが引っかかったり振られたりして、車いすの人の体が前に飛び出す恐れがあるので、平地といえども注意が必要です。
- ・ また、路面の段差や溝、砂利道や柔らかい芝生などでは、タイヤの幅が狭く、キャスターも小さいため不安定になりますので注意が必要です。
- ・ 側溝の網目の蓋などは、キャスターがすき間に挟まらないよう直角または斜めに進むか、キャスターを上げて確実にすき間を越えましょう。

段差等があった場合

- ・ 段差を上がる時は、ティップインバーを片足で踏みながら、手押しハンドルを押し下げ、キャスターを上げて段にのせ、その後、後輪を押し上げます。
(キャスターを段にのせるときは、キャスターの位置を確かめながら確実に段の上にキャスターをのせます。)
- ・ 段差を降りるときは、後ろ向きで手押しハンドルをしっかり握り、後輪から段に沿って下ろします。



坂道での押し方

- ・ 上り坂では、後ろから少し体を前に傾けて一步一步確実に押し上げます。押し戻されないよう注意してください。
- ・ 下り坂では、後ろ向きで車いすを支えながらゆっくりと下ります。
- ・ ゆるやかな下り坂でやむを得ず前向きで下りる必要がある場合は、車いすを引くようにゆっくりと下ります。



電車の乗り降り

- ・ホームで電車を待っているときは、線路と平行の向きに車いすをとめ、ブレーキを確実にかけましょう。
- ・車両とホームとの間にすき間や段差があり乗降しにくいときは、駅係員に介助やスロープ利用などの対応をお願いしましょう。

エレベーターの乗り降り

- ・後ろ向きに後輪から乗り降りすると、キャスターをエレベーターのすき間に落とす心配がなくて安心ですが、エレベーターの大きさや混雑具合など状況に応じて、後ろ向きに入って前向きに出たり、前向きに入って後ろ向きに出る方法をとります。
- ・この場合は、キャスターをすき間に落とさないよう、軽く浮かして確実にすき間を越えましょう。
- ・鏡が無い場合は、後ろ向きに入ると、ドアの開閉の様子が分かり、安心感があります。
- ・エレベーター内は狭いので、フットサポート等がほかの人にあたらないよう注意しましょう。

目の不自由な人へのマナー



目の不自由な人の特性

目の不自由な人には、全盲の人、弱視の人、中途視覚障害の人、いろいろな視覚障害の人がいます。目と耳の両方に障害のある人もいます。

また、歩行にも、白い杖を使う人、^{もうどうけん}盲導犬を使う人、ガイドヘルパーに誘導してもらう人とさまざまです。

点字で情報を得る人も、点字を使わず、録音メディア等で情報を得る人もいます。

「目が見えない、あるいは見えにくい」ために、日常生活のさまざまな場面で危険や困難なことがあります。適切な援助があれば、自立した生活をおくることができます。

こんな配慮やお手伝いが必要です。

●危険です

- ・危険ですので、点字ブロックの上には、決して物を置かないでください。自転車などがあると大けがをすることがあります。
- ・急に、白杖^{はくじょう}や手に触れると不安になりますし、危険です。
- ・お手伝いをするときも、まずひと声かけましょう。



●日常のマナー

- ・あいさつは、目の見える人から、自分の名前を告げて、あいさつをしましょう。
- ・話の途中で席を外すときは、必ず声をかけてから席を立ちましょう。黙って席をはずさないでください。
- ・椅子をすすめるときは、背もたれに手を触れてもらってから、かけてもらいましょう。
- ・お茶をすすめるときは、手を誘導して、位置を確認してもらいましょう。
- ・食事は、並べられた料理の位置と内容を説明しましょう。レストランなどでは、小声ではっきり説明しましょう。
- ・食器の位置は、時計の針の位置で説明すると分かりやすい人がいます。

- ・ おつりなど、お金を渡すときは、金種ごとに数えて渡し
ましょう。

●説明は具体的に

- ・ 「これ」「あれ」「それ」「あちら」「こちら」などの言葉は
使わないようにしましょう。
- ・ 具体的に、「〇〇申込書」など、分かりやすく説明しま
しょう。
- ・ 場所や方角を伝えるときも、「次の信号を左に」のよう
に、具体的な情報を伝えましょう。

●電気自動車やハイブリッド車

- ・ 電気自動車やハイブリッド車は走行中の騒音が小さく、
目の不自由な人は車の接近に気づきにくいために不安
をつのらせています。危険を感じたら、助けてあげて
ください。

●緊急避難のとき

- ・ 緊急避難時などは、いきなり腕を引っ張ったりせずに、
ひと声かけてから安全な場所に誘導しましょう。
- ・ また、状況を理解してもらうために、目に入ることを
言葉で伝えながら誘導しましょう。

目の不自由な人の誘導のポイント

基本的な形

- ・ 目の不自由な人を誘導するとき、介助をする人は、白はく杖じょうを持つ手と反対側に立ち、半歩前に出て、その人に腕をかし、組むか、添えてもらってガイドしましょう。
- ・ 肩に手を添えるほうが良い人や、手をつなぐほうがよい人もいます。その人の希望も聞きましょう。
- ・ 歩く速度は、その人に合わせ、立ち止まるときや、曲がるときは、ひと声かけましょう。また、「今信号待ちです。」のように周りの様子を伝えましょう。
- ・ 決して、無理に引っ張るようなことは、しないようにしましょう。

出入口で

- ・ 出入口では、ドアの前でいったん立ち止まり、通過する際には、「ドアを開けます。」など声をかけ、足元に注意しながら通過しましょう。

階段・段差で

- ・ 階段を上り下りするときは、階段に直角に近づき、いったん止まり、直前で「階段を上がります。」のように声をかけて、介助者が1段先に上がるようにします。
- ・ 階段の終わりでは、いったん立ち止まり、相手が上り（下り）終わるのを待って、先へ進みましょう。
- ・ 道路等の段差もいったん止まり、「段差を上がります。」のように適切に声をかけましょう。
- ・ どの場合も段差を確認してもらい、足元に注意を払うようにしましょう。

駅で

- ・ ホームなどで、危険に遭遇しそうな場合は、「危ないですよ！」と声をかけてサポートしましょう。自分だけでサポートが難しいときは、駅員さんにも協力をお願いしましょう。

トイレで

- ・ トイレでは、便器の形式と向き、トイレットペーパーや洗淨レバーの位置などを説明します。

車の乗降

- ・ 車に乗るときは、まず、開いているドアに手を触れてもらい、次に、車の天井に触れてもらい、高さを確認し、座席に触れてもらって乗ると安全です。



【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】

白杖を頭上に掲げている人を見かけたら、声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートしてください。



(社会福祉法人日本盲人会
連合推奨マーク)

【盲人のための国際シンボルマーク】

- ・ 視覚障害者のための世界共通のマークです。
- ・ 視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。



補助犬を利用している人へのマナー

補助犬とは、「^{もうどうけん}盲導犬」、「^{ちようどうけん}聴導犬」、「^{かいじょけん}介助犬」の総称です。

【ほじょ犬マーク】

- ・このマークは、厚生労働省が作成した、身体障害者補助犬の同伴を啓発するためのものです。



補助犬を利用している人と補助犬について

補助犬は、利用している障害のある人にとって、日常生活になくてはならないものです。また、補助犬を利用している人は、補助犬と一緒に生活の訓練を受けられた人で、これらの補助犬は健康管理と予防対策が講じられています。

補助犬の同伴を受け入れる義務があるのは以下の場所です。

- ・国や地方公共団体などが管理する公共施設
- ・電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
- ・商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの不特定かつ多数の人が利用する民間施設など

こんな配慮やお手伝いが必要です。

- ・補助犬は、外に出たら仕事中です。触れたり、声をかけたり、食べ物をあげたりしないでください。
- ・補助犬を利用している人が困っている様子を見かけたら、まずは声をかけてみてください。

目と耳が不自由な人へのマナー

目（視覚）と耳（聴覚）の両方に障害を併せ持つ人のことを盲ろう者といいます。

盲ろうの人の特性

- ・盲ろうの人は、障害の状態と程度により次の4つのタイプに大別されます。

	聞こえない	聞こえにくい
見えない	全盲ろう	盲難聴
見えにくい	弱視ろう	弱視難聴

- ・盲ろうになるまでの経緯も一人ひとりさまざまです。

聴覚障害と視覚障害の受障時期		聴覚障害	
		乳幼児期まで	成人期以降
視覚障害	乳幼児期まで	先天的盲ろう	盲ベース盲ろう
	成人期以降	ろうベース盲ろう	成人期盲ろう

- ・盲ろう者が使用するコミュニケーション手段は、次のようなもの※ですが、盲ろう者それぞれの障害の状態等によりコミュニケーション手段は異なります。

※音声、点字筆記、指点字、手話、触手話、要約筆記、手書き文字

特に、盲ベースの人には、指点字、点字または音声が、ろうベースの人には、手話または触手話が、それぞれ有効な場合があります。

こんな配慮が必要です。

- ・すぐそばに人がいても、分からない人もいます。そつと手や肩に触れてから、自分ができる方法でコミュニケーションを取りましょう。
- ・説明なく手を放すと、情報を得る手段をなくし、不安になる人もいます。
- ・見たり、聞いたり、話すこともできない場合もあるため、単独での外出は困難です。
盲ろう者の人とコミュニケーションができる、専門の通訳・介助員がいます。

●「手書き文字」

- ・盲ろう者の手のひらに指先等でひらがなやカタカナ、漢字等を書きます。多くの盲ろう者は手書き文字によるコミュニケーションをとることができます。



●「触手話」

- ・盲ろう者は話し手の手に触れて、表している手話の形を読み取ります。



●「指点字」

- ・盲ろう者の指を点字タイプライターの6つのキーに見立てて指の上に点字を打ちます。



写真出典：認定 NPO 法人東京盲ろう者友の会
『知ってください盲ろうについて』 7頁

耳の不自由な人へのマナー



耳の不自由な人の特性

聴覚障害の人、ろうの人、難聴の人、中途失聴の人といろいろで、支援方法も違います。

聴覚障害者のコミュニケーションの方法として手話があります。手話は聞こえない人が集団の中で身につけた「見る言葉」です。

各地に手話教室などがあります。簡単な手話を覚えると、耳の不自由な人とのコミュニケーションに役立ちます。

手話を知らなくても、筆談や携帯電話の画面などで伝えることができます。自分でできる手段で、コミュニケーションをとりましょう。

また、手話を使わない人もいます。口話、筆談、指文字、身振りなどで意思伝達を人う人もいます。

こんな配慮やお手伝いが必要です。

●日常のマナー

- ・病院や銀行の窓口などで、呼ばれても気づかない場合があります。
- ・メモや身振りなどで伝えてください。



- ・まちで、電話の代理を頼まれたときは、すすんで協力しましょう。相手の返事は紙にメモして伝えましょう。

●コミュニケーション

- ・あいさつ等の簡単な手話を覚えましょう。
- ・コミュニケーションの一步です。



こんにちは

- ・筆談のときは、短い文で、分かりやすく、簡潔に書きましょう。
- ・口話は、目があってから、正面で大きく口をあけて、ゆっくり、はっきり話しましょう。
- ・補聴器を付けていても、正しく聞き取れているとは限りません。途中で声の大きさや話す速度が適当か、確かめましょう。

【耳マーク】

- ・ 耳が不自由であることを示す国内で使用されているマークです。
- ・ 自分が耳が不自由であることを示し、配慮を求めるときなどに使われます。

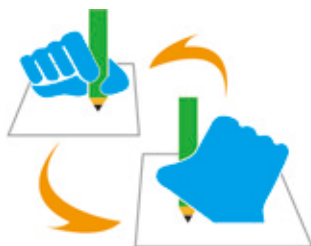


- ・ 「耳マーク」を提示された場合は、その人が耳が不自由であることを理解し、コミュニケーション方法への配慮について、協力をお願いします。

【手話マーク・筆談マーク】



(手話マーク)



(筆談マーク)

(主な使い方)

- ・ ろう者等自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示
- ・ 手話対応、筆談対応できるところで広く提示
- ・ イベント等の会場で手話ができる、筆談対応する案内係がネームプレートで携帯

●緊急時

- ・ 電車やバスなどで、アナウンスがあっても分かりません。筆談や身振りなどで、危険や今の状況を知らせてください。
- ・ 緊急避難が必要なときは、手で大きく呼びかけてください。安全な場所に誘導し、紙に書くなどして必要な情報を伝えてください。



音声機能・言語機能障害の人へのマナー

先天性または外傷や腫瘍切除等によって生じる音声機能の障害の人と、失語症などによる言葉の理解や表現の障害である言語機能の障害の人に分かります。

聞き取りにくいことなどがありますが、一人ひとりの状況に応じて、コミュニケーションをとり、温かく、普通に接しましょう。

発声訓練に取り組む 喉頭摘出の人

通常の発声機能を失ったため、食道発声の訓練により音を出しています。

食道発声訓練をしても音声の出ない人は、電子^{でんし}喉頭器^{こうとうき}（ゼルボックス補声器）で、発声を調整しながら会話をしています。小さな声の人は、音声^{おんせい}拡張器^{かくちようき}（ビバ・ボイス）を使用して会話し、コミュニケーションをとっています。

こんな配慮が必要です。

- ・ 会話に多少聞き取りにくい点がありますが、耳は聞こえますので、注意深く聞きとり、普通に会話をしましょう。

内部障害の人へのマナー

内部障害の人は外見からは分かりにくいですが、日常生活にさまざまな不自由さがあります。

【ハート・プラスマーク】

- ・からだの内部に障害のある人（内部障害者）をあらわします。
- ・外見から分かりにくいいため、このマークによって内部障害者に対する理解と配慮を求めています。



腎臓機能障害、呼吸機能障害などの障害の人

外見は異常がないように見えますが、疲れやすく、息切れがする等、日常生活に制約を受けています。

こんな配慮が必要です。

- ・呼吸器機能障害の人の中には、タバコの煙が苦しい人もいます。タバコは遠慮しましょう。
- ・その人のペースで生活できるよう温かく見守りましょう。

心臓機能障害の人

心臓機能障害の人で、ペースメーカーを埋め込んでいる人は、携帯電話等の電磁波で誤作用する恐れがあります。

こんな配慮が必要です。

- ・ 電車の中など、人混みでの携帯電話は、マナーを守って使いましょう。

直腸・膀胱障害の人

人工肛門、人工膀胱を造設しているため、排泄物を処理できるオストメイト対応のトイレが必要になります。

【オストメイトマーク】

- ・ オストメイト（人工肛門、人工膀胱を造設している人）のシンボルマーク。
- ・ オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



こんな配慮が必要です。

- ・ 外見では分かりにくいですが、トイレの困難性を理解しましょう。

車を利用する障害のある人へのマナー

足などに障害がある人は、歩行が困難なため、自家用車を利用している人が多くいます。また、一定の条件により車の運転を認められている人もいます。やさしさと思いやりの気持ちで運転マナーも守りましょう。

こんな配慮が必要です。

●「身体障害者標識」

- ・ この標識を表示した車は、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転をしている車です。
- ・ ほかの自動車の運転者には、危険防止上やむを得ない場合を除き、これらの標識を表示している普通自動車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。



●「聴覚障害者標識」

- ・ この標識を表示した車は、一定の基準を満たす聴覚障害者で、ワイドミラー装着を条件に運転が認められている人が運転をする車です。
- ・ ほかの自動車の運転者には、危険防止上やむを得ない場合を除き、これらの標識を表示し



ている普通自動車に対する幅寄せや割込みが禁止されています。

●「思いやり駐車場利用証制度」にご協力ください。

- ・ 肢体などに障害のある人は、目的施設に障害者用駐車場がないと外出をためらいます。
- ・ 群馬県では、「思いやり駐車場利用証制度」を実施しています。同様の制度を実施している府県および市でも相互利用ができます。協力施設の思いやり駐車場には、けが等の場合を除き、利用証の交付を受けている人以外は、停めないでください。
- ・ 利用証の交付を受けた人の中には、内部障害など外見では分かりづらい障害をもつ人もいますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



- ・この制度がさらに普及するよう、事業者の人等のご協力をお願いいたします。

●「駐車禁止除外指定車標章」

- ・歩行が困難な障害のある人等を対象に、最寄りの警察署が発行する「駐車禁止除外指定車標章」を車両の前方に提示して道路に駐車する人がいます。
- ・ご理解とご協力をお願いいたします。

駐車禁止除外指定車	番 号 第	号
	発行日	年 月 日
歩行困難者使用中		
この標章の交付を受けた本人が現在使用中の車両		
運転者の連絡先／用務先		
別紙のとおり		
有効期限	年 月 日まで	
群馬県公安委員会		

●高齢運転者等専用駐車区間標識

- ・県内には、高齢運転者等専用駐車区間が設置されている場所があります。
- ・公安委員会から標章交付を受けていない車両や標章の提示がない車両は駐車できません。

年 月 日	
専用場所駐車標章	
登録（車両）番号	
第1号 道路交通法第45条の2第1項 第2号に該当 第3号	
公安委員会 印	
標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前部（前面ガラスがある場合は、その内側の見やすい箇所）に、この面に表示された事項が前方から見やすいように提示してください。	



高齢運転者等専用場所駐車標章および道路標識

情報・コミュニケーション確保のためのマナー

障害のある人が日常生活や社会生活を営むためには、容易に情報の取得や利用ができることが大切です。

広報・講演会・イベントなどにおける情報提供

情報提供に当たっては、聴覚、視覚などのコミュニケーション機能に障害のある人々に対しても確実に情報が伝わるよう、点字版の活用や手話通訳者・ようやくひつ き しゃ要約筆記者の配置などを配慮しましょう。

こんな配慮が必要です。

●広報やお知らせ

- ・視覚障害者の人に配慮し、点字版の作成や音声での案内も行いましょう。インターネットや携帯メールへのテキスト文章での案内も情報把握に役立ちます。

※テキスト：コンピュータ関連では、文字のみのデータを指します。

●講演会やイベント

- ・聴覚や音声機能に障害のある人に配慮し、参加者の状況に応じて、手話通訳、ようやくひつ き要約筆記、じ き磁気ループを用意しましょう。

- ・映画やビデオを使用する場合は、聴覚障害の人に配慮し、字幕^{じまく}入りのものを活用しましょう。視覚障害の人は、副音^{ふくおんせい}声付きのものと内容の把握が容易になります。

ホームページ等ウェブ（Web）サイトのバリアフリー

現在では、外出が困難な重度障害のある人にとって、パソコンやスマートフォンなどを利用してインターネットから情報を得る手段を獲得することが、社会参加を推進するための重要な要素のひとつとなることに疑う余地はありません。

しかし、インターネットの利用は、障害の状況によりアクセスができなかったり、必要な情報が得られなかったりする問題が生じます。このため、ホームページ等ウェブサイト作成に当たっては、障害者の利用特性と利用環境に配慮したアクセシビリティ（利用しやすさ）の確保が求められます。

写真やイラストを組み合わせた情報や、動画や音声の活用が進み、一般の人には便利になってきた反面、障害のある人にとっては情報把握がしにくくなる傾向があります。利用者の声を聞きながら、改善をしていくことも重要です。

こんな配慮が必要です。

●聴覚障害

動画への字幕、手話通訳挿入の配慮について

高齢者や障害者に配慮したウェブサイトの作り方については、2016年に日本工業規格のウェブアクセシビリティの基準として、「JISX8341-3：2016」が公示されています。

この規格の一般的原則やそれを達成するための配慮すべき具体的要件などを考慮して作成しましょう。

一般的原則：基本的な考え方

- ①知覚可能^{ちかく}：利用者が必要とする形式に変換^{へんかん}できること
- ②操作可能：マウスが使えない人も操作できること
- ③理解可能：内容や操作方法が分かりやすいこと
- ④頑健性^{がんけんせい}：さまざまな利用者のソフトウェア、ハードウェアに対応できるように、HTML^{エイチティーエムエル}等の仕様や文法にのっとり頑健^{がんけん}であること

※ HTML：ウェブページを作成するために開発された記述言語

障害特性に応じた配慮事例

●全盲者

音声読み上げソフト（スクリーンリーダー、音声ブラウザ）や点字ディスプレイを利用しているため、これらのソフトに対応できるよう作成する必要があります。

- ・ 画像や動画などの非テキスト情報は、読み上げることができません。非テキスト情報はその内容を説明する情報を埋め込んでおく必要があります。
- ・ 読み上げソフトのHTMLソースに記述された順序で文書を作成したり、文章の構造をHTMLの要素を用いて示したりする必要があります。
- ・ 単線的に読んでいくため、長文は内容把握に時間がかかります。
- ・ データ表など2次元で配置された情報は理解しにくい傾向があります。
- ・ 取扱説明書などは、作成が簡単なPDF型式のファイルが使われますが、スクリーンリーダーではこれを上手く読み上げてくれません。このPDFファイルの補足として、画像やイラスト表などを外したテキストファイルを一緒に作成しておくと、これをダウンロードしてスクリーンリーダーで読むことができます。

●弱視

見え方や見やすい条件には個人差がありますが、^{がめん}画面^{かくだい}拡大ソフトを利用している人がいます。

- ・文字サイズが^{ぜったい ち}絶対値で固定されていると拡大表示できません。このため^{そうたい ち}相対値で設定しておく必要があります。

●^{しきかく}色覚障害

- ・背景色と文字色の組み合わせが不適切だと、読みにくかったり、読めなかったりします。コントラストに配慮が必要です。

●肢体不自由

2つ以上のキーを同時に押すことが難しい人や、筋力が弱かったり、震えるなどのため、マウス操作が難しい人は、トラックボールや押しボタン式スイッチ、テンキーなどを利用しています。

頭の動きで操作するヘッドポインターや視線入力などの特殊な装置を利用する人などもあります。

- ・たくさんの文字入力を要求されると負担が大きくなります。
- ・スクロールが必要なページやメニューの位置が統一さ

れていないサイトは、マウスポインターを大幅に動かさなければならないため利用が大変です。

- ・マウスポインターの細かい操作が要求される場合も負担になります。

[相談機関]

群馬県障害者情報化支援センター

前橋市新前橋町13-12

群馬県社会福祉総合センター2階

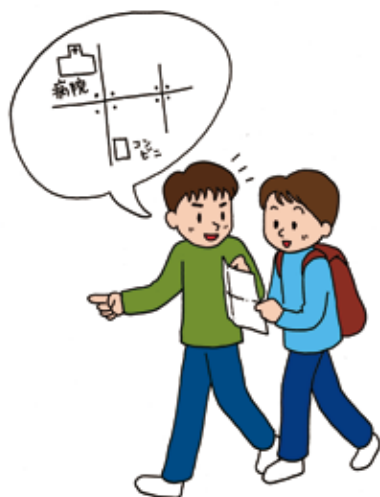
電話・FAX 027-251-7129

eメール gunma-johocenter@xp.wind.jp

ホームページ

<http://www8.wind.ne.jp/gunma-johocenta/>

知的障害のある人へのマナー



知的障害のある人の特性

発達時期において何らかの障害が生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさがある人です。

複雑な話や、抽象的な概念、数の概念が、理解しにくい傾向があります。

自分の意思を表現したり、相手の言葉や気持ちを理解したり、判断したりすることが苦手です。また、こだわりのある行動をする人もいます。てんかんや身体障害などほかの障害を併せ持つ人もいます。

障害の程度は、軽い人から、重い人まで大きな個人差があります。

こんな配慮やお手伝いが必要です。

●日常のマナー

- ・成人の人を、子ども扱いしないでください。
- ・具体的に、分かりやすい言葉で、ゆっくり、ていねいに、繰り返し、話してください。
- ・障害があるからできないと決めつけずに、できることを一緒に考えましょう。

●障害特性に理解を

- ・社会的なルールが理解しにくいいため、特異な行動に見える場合もありますが、さげすむようなことを言ったり、笑ったり、怖がったりしないでください。
- ・人に迷惑をかけるような行動があった場合は、「どうしましたか」など、おだやかな口調で話しかけてください。
- ・こだわりが強く、これはということには、こつこつと取り組む人もいます。

●説明は

- ・絵や写真などを使って、具体的に分かりやすく説明すると理解しやすい人もいます。

●医療機関の皆さんへ

- ・待つのが、苦手な人もいます。

コミュニケーションが取りにくい障害のある人が円滑な受診ができるよう、既往歴^{き おうれき}や禁忌薬^{きん き やく}を記入したメモ帳「受診サポートメモリー」を持参する人がいますので、有効に活用してください。

【受診サポートメモリー】

- ・「受診サポートメモリーは」障害児・者へのアクセスをサポートするために、群馬県が平成19年に作成し、平成27年改訂したもので、知的障害のある人だけでなく、コミュニケーションが苦手な、どの障害の人にも役立ちます。



連絡先：群馬県健康福祉部障害政策課

TEL 027-897-2648

群馬県手をつなぐ育成会

TEL 027-255-6212

●緊急時

- ・緊急時の誘導は、「ここにいるとケガをするから、避難所に一緒にいきましょう。」など、具体的な言葉をかけて誘導しましょう。
- ・言葉が理解しにくい人には、手を引くか、軽く肩に手をかけて、恐怖心を与えないよう、やさしく誘導しましょう。

精神障害のある人へのマナー



精神障害のある人の特性

統合失調症、双極性障害、うつ病等のさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている人です。

ストレスを受けやすく、気持ちの余裕を持ちにくいいため、小さなストレスでも不安になったり、疲れたりする傾向があります。

また、コミュニケーションが苦手な人が多く、自分の困り事や希望などをうまく伝えることが難しい傾向があります。

作業能力が低くなることがあるため、周りからは怠けているのではないかと誤解を受けやすいところがあります。

こんな配慮やお手伝いが必要です。

●日常のマナー

- ・その人らしさを尊重し、よい面を見つけるような気持ちで、普段どおり接しましょう。
- ・人生の途中で障害が出てきた人が多く、本人の持つ希望や目標を達成するのが難しい場面があるかもしれません。焦らずに、本人の希望をよく聞いて、できるだけそれに沿うようお手伝いしてください。
- ・あまり神経質にならずに、障害のある人の自尊心を傷つけないよう配慮しましょう。

●個人情報を守って

- ・障害のことを他人に知られたくないと思っている人が、多くいます。
- ・障害のことを打ち明けられても、勝手に他の人には言わないようにしましょう。

●障害特性に理解を

- ・情報の周知のおかげで早期受診が進み、治療法も進歩し、仕事に復帰したり、就職できる人も増えています。
- ・一度に多くの課題を出さずに、必要なことを1つずつ確認しながらすすめましょう。また、大事なことは繰り返して伝えましょう。
- ・買い物や地域行事への参加など、社会とのつながりが回復を促します。温かく見守る気持ちをもって接してください。



てんかんの人へのマナー

てんかんの人の特性

てんかんは、だれでもなる可能性がある脳の病気です。てんかんの主な発作は次のとおりですが、そのほかに体の一部だけがけいれんする発作もあります。症状はきわめて多彩ですが、患者さんごとの症状はほぼ一定で、同じ発作を繰り返すのが特徴です。適切な薬物治療により、7～8割の人は発作を抑えることができます。

●部分発作

単純部分発作

- ・意識があり、本人は発作をすべて覚えています。手足や顔のけいれん、感情の乱れや錯覚など多彩な症状がみられます。

複雑部分発作

- ・意識が曇る発作で、本人は発作を覚えていません。倒れることは少なく、辺りを歩き回る、手をたたく、口をモグモグさせるといった無意味な動作を繰り返すことがあります（自動症）。

二次性全般化発作

- ・単純部分発作または複雑部分発作から始まり、ほとんどは強直間代発作に進展します。

●全般発作

きょうちよくかんたいほっさ

強直間代発作（大発作）

- ・意識を失うとともに全身を固くしてつっぱり（強直発作）、その直後にガクガクと全身がけいれんします（間代発作）。

けっしんほっさ 欠神発作

- ・数秒から数十秒間、突然に意識を消失し、すばやく回復します。周りの人は気付かないこともあります。

てんとうほっさ 点頭発作

- ・全身の筋肉の緊張が高まり、頭部を前屈させる、両手を振り上げる、両足を屈曲させるという形をとります。

脱力発作

- ・一瞬にして全身の力がなくなって、崩れるように倒れます。

ミオクローニー発作

- ・腕、肩、足が突然ピクンと動き、手に持っているものが飛んでいってしまうほど力が入っています。

こんな配慮やお手伝いが必要です。

●てんかん発作に出会ったら

- ・まず冷静に、周りに助けを求めましょう。ほとんどの場合、発作は数分以内におさまリ、自然に回復します。

●発作中の注意

- ・安全な場所にやわらかい物を頭の下に敷いて寝かせ、

顔を横に向けて、おう吐物による窒息に注意しましょう。

- ・発作中は口にもものや飲み物を入れないでください。窒息の危険があります。
- ・転倒などでけがをする可能性があるため、メガネやヘアピンなどにも注意しましょう。
- ・周囲にある危険なものは、片付けましょう。
- ・発作で舌を傷つけることがあります（ただし出血が止まらないほど強く噛むことはめったにありません）。
- ・発作中の無意識の行動は、無理に止めないでください。
- ・意識が回復するまで、そばで見守りましょう。



イラスト：さいとうすずか

●救急車が必要なとき

- ・発作が5～10分以上続いたり、意識が戻らないまま次の発作を起こしたり、頭を強く打っていた場合は、救急車を呼んでください。

●発作後の注意

- ・発作の後、目を閉じて眠ってしまうことがあります（終末睡眠）。疲れた脳を休ませていますので、そのまま寝かせてあげましょう。
- ・もうろうとした状態で歩き回るときは、危険な場所に近づかないように、そっと誘導してあげましょう。
- ・本人は発作を覚えていないことが多く、不安におそわれることがあります。騒がず、静かに体調などを聞いてあげましょう。

高次脳機能障害の人へのマナー

高次脳機能障害の人の特性

高次脳機能障害とは、脳血管疾患や交通事故による頭部のけがなどにより脳が損傷を受けたために起こる障害です。損傷した脳の部位により、さまざまな障害が起こります。生活する上で必要な情報処理を円滑に行うことができなくなったり、感情コントロールができず、対人関係がうまくいかなかったりします。具体的には、うまくしゃべれなくなる、道具がうまく使えなくなる、集中力が続かなくなる、記憶力が悪くなる、効率的に行動したり計画を立てて行動したりできなくなるなどです。

そのため日常生活や社会生活に多くの困難があり、本人も大きなストレスを持ちますが、外見からは分かりにくく、周囲の理解が得られにくいという特性があります。

こんな配慮やお手伝いが必要です。

- ・ 外見上は障害が目立たないことがありますが、「人が変わってしまった。」というような言動が生じる場合もあります。障害を理解し、温かく接してください。
- ・ 周りの人々の理解と支援をお願いいたします。
- ・ 家族の甚大な介護負担や不安にも配慮や支援が必要となります。

発達障害の人へのマナー

発達障害とは、自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）、限局性学習症（SLD）などの脳機能の障害で、生まれ持った特性と考えられています。

一見ただけではその特性や苦勞がわかりにくく、親の育て方や本人の努力不足などと誤解されやすい障害です。

発達障害の基本的な特性は、生涯にわたって継続し、特性はその人によってさまざまです。障害を理解し、特性に合った対応を心がけましょう。

自閉スペクトラム症の人の特性

自閉スペクトラム症の主な特性は、次の4つです。

- ・ 社会性（対人関係）の困難
- ・ コミュニケーションの困難
- ・ パターンの言動・こだわり
- ・ 感覚の過敏

一生懸命頑張っているにもかかわらず、障害であることが分かりにくいため、誤解されたり、集団の中で孤立することが多く、社会生活を送る上で困難があります。

こんな配慮が必要です。

- ・ しつけや訓練でなく、一人ひとりの特性に合った日常生活の環境を工夫しましょう。

(例)

- ① 耳から入る情報は苦手です。文字、絵、写真などを使って、目から入る情報で伝えましょう。
- ② 複数のことを指示されると混乱します。1つ1つ段階的に指示しましょう。
- ③ 短く簡潔に、具体的に伝えましょう。
- ④ 「…はダメ。」という否定的な言い方でなく、「…しましょう。」といった肯定的な言い方をしましょう。
- ⑤ 予定表を見せるなど、先の見通しを伝えましょう。
- ⑥ 集中できる環境を工夫しましょう。
- ⑦ 特定の感覚が刺激されるとパニックになることがあります。パニックのときは、その原因から遠ざけ、静かなところで落ち着くのを待ちましょう。

注意欠如・多動症（ADHD）の人の特性

自分の注意力、感情、衝動をコントロールする力が弱く、次のような衝動性が障害の特性です。

- ①忘れ物や物を無くすことが多いなどの不注意。
- ②落ち着きがない、大声で騒いでしまう、一方的にしゃべりすぎてしまうなどの多動性。
- ③会話やゲームに割って入る、順番が待てずに騒いだりする。

周りとトラブルを起こしたり、自信を失うことが多く、学習や社会生活に困難があります。

こんな配慮が必要です。

- ・教え方や学習の仕方、克服できることがたくさんあります。
- ・メモ等に記録する習慣を身につけてもらいましょう。
- ・集中しやすい環境を作りましょう。
- ・ほめて、成功体験を積み重ね、自己肯定感を育てましょう。

限局性学習症（SLD）の人の特性

知的発達の遅れはないのに、読むこと、書くこと、計算することの困難が障害の特性です。

勉強しても成績が上がらず、自信を失ったり、ストレスをかかえることが多くあります。

こんな配慮が必要です。

- ・ 認知特性にあった勉強の仕方を、一緒に工夫しましょう。

（例）

- ①読む部分だけ見えるような枠を置く。
 - ②バランスのよい文字が書けるように点線枠の入った紙を使う。
 - ③言われたことを書き取ったり、板書を書き写すことが苦手な場合は、メモやプリントを渡し、負担を軽くする。
- ・ パソコン等、障害特性をカバーする機器等の活用を、一緒に考えましょう。



災害が発生した場合

災害発生時は、誰もが動揺しますが、障害のある人は一般的な情報があっても、危険に対して理解・判断しにくい場合があります。また、危険に対しても適切な行動を取りにくい状況に置かれがちです。そして、障害の状況は一人ひとり違います。

このため、ゆっくりとわかりやすい言葉だけでなく、身振り手振り等コミュニケーション手段を工夫して、何が起きているのか、これからどうするのか等の説明を行いましょう。

そして、どのような支援が必要か、本人の希望とペースに合わせた対応が求められます。また、支援に関しては、家族や支援者等に確認してから行動し、それが不可能な場合は市町村や病院等に連絡を取りましょう。

なお、災害に備えて、地域の防災計画等を確認しておきましょう。

ヘルプマーク

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、作成したマークです。このマークを身に着けた人を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。

【ヘルプマーク】



【使用例】



ヘルプカード

ヘルプカードは、障害のある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。

このヘルプカードを提示されたら、その記載内容に沿って支援をお願いします。



おねがいカード（概要）

群馬県と群馬県障害者社会参加推進協議会では、災害等の発生時に利用できる「おねがいカード」を作成しました。

 群馬県・群馬県障害者社会参加推進協議会 群馬県のマスコット「てんまちゃん」27・194008	注意事項 - このカードは、あらかじめ記入しておき、家族同士お互いの情報を共有しておきましょう。 - このカードには、大切な個人情報が書かれています。紛失等にご注意ください。 ※「災害等」に考えられるもの ※ - 強風害（突風・竜巻等） - 洪水・浸水 - 土砂災害 - 台風 - 局地的豪雨（雷等） - 大雪 - 地震・津波 - 火山の噴火・火砕流等 - 交通・電車事故 - 火災 - 爆発事故 - その他						
使用方法 （自宅での使用） - 自宅にいるとき災害等が発生したことを想定し、災害等の発生時、私は、 - 何ができない（不自由な）ので、 - 何をしたいのか、 右の枠内に記入し、近くの信頼できる人にしっかり伝えて、災害時等の協力をお願いしておきましょう。 （自宅以外での使用） - 出かけるときはこのカードを常に携帯し、自宅以外で災害等に遭遇した場合は、近くにいる人に右のページを呈示し、現在の状況説明を求めたり、避難誘導等の協力をお願いしましょう。	<table border="1"> <tr> <th>氏 名</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <th>① 私ができない（不自由な）こと</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <th>② 私がしたいこと</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	氏 名		① 私ができない（不自由な）こと		② 私がしたいこと	
氏 名							
① 私ができない（不自由な）こと							
② 私がしたいこと							

おねがいカード					年 月 日作成		
1 災害等発生時 右のことをお手 伝いください。		() への誘導		状況説明 (口頭)		状況説明 (筆談)	
		() への連絡		その他 ()			
2 障害者等本人の状況	ふりがな			生年月日	年 月 日		
	氏 名			性 別	男 ・ 女	血液型	
	住 所	〒					
	電話番号 F A X			携帯番号			
	障害状況						
	所持手帳	な し ・ 身体障害 ・ 療育 (知的障害) ・ 精神障害 ・ その他 ()					
	持 病						
	主 治 医	医院名		科 名		医師名	
	電話番号			FAX			
	処方薬剤	最新の「お薬の説明書」をお持ちください。					
健康保険	保険者名称			福祉医療	種類	子ども ・ 重心身 ・ 高齢重障 ・ 父母子	
	保険者番号						
	記号 ・ 番号						
3 連絡をして欲しい人	順 番	1		2		3	
	ふりがな						
	氏 名						
	続 柄						
	住 所						
	電話番号 F A X						
4 同居家族等	氏 名			氏 名			
	続 柄			続 柄			
5 その他	E-mail アドレス、避難所等、その他必要事項をご記入ください。						

群馬県・群馬県障害者社会参加推進協議会 (2016年3月作成)

群馬県障害者社会参加推進協議会構成機関・団体一覧

名 称	所 在 地 （電話・FAX）
群馬県健康福祉部 障害政策課	前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2634 FAX 027-224-4776
群馬県健康福祉部 障害政策課精神保健室	前橋市大手町1-1-1 TEL 027-897-2648 FAX 027-224-4776
群馬県心身障害者福祉 センター	前橋市新前橋町13-12 TEL 027-254-1010 FAX 027-254-2299
群馬県発達障害者支援 センター	前橋市新前橋町13-12 TEL 027-254-5380 FAX 027-254-5383
群馬県こころの健康セ ンター	前橋市野中町368 TEL 027-263-1166 FAX 027-261-9912
群馬障害者職業セン ター	前橋市天川大島町130-1 TEL 027-290-2540 FAX 027-290-2541
群馬県立ふれあいス ポーツプラザ	伊勢崎市下触町238-3 TEL 0270-62-9000 FAX 0270-62-8867
社会福祉法人群馬県社 会福祉協議会	前橋市新前橋町13-12 TEL 027-255-6033 FAX 027-255-6173
公益社団法人群馬県身体 障害者福祉団体連合会	前橋市新前橋町13-12 TEL 027-255-6274 FAX 027-255-6275
公益社団法人群馬県 視覚障害者福祉協会	前橋市新前橋町13-12 TEL 027-255-6677 FAX 027-255-6678

名 称	所 在 地 (電話・FAX)
一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟	前橋市新前橋町13-12 TEL 027-255-6404 FAX 027-255-6870
公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会	前橋市新前橋町13-12 TEL 027-255-6592 FAX 027-255-6593
一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会	前橋市新前橋町13-12 TEL 027-255-6212 FAX 027-255-6241
群馬県精神障害者家族会連合会	前橋市新前橋町13-12 TEL 027-289-9647 FAX 027-289-9648
日本てんかん協会群馬県支部	前橋市国領町1-11-22 サハノ国領第2 501号 TEL 027-237-2325

群馬県障害者社会参加推進協議会

事務局 〒371-0843

前橋市新前橋町13-12

群馬県社会福祉総合センター内

公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合会内

TEL 027-255-6274 FAX 027-255-6275

発行日 2011年3月31日 第1版

2012年3月30日 第2版

2014年3月31日 第3版

2015年3月31日 第4版

2017年3月31日 第5版

2023年3月31日 第6版（改訂）

